

岐阜県公報

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し	(税務課) 七二三
道路の区域変更	(道路維持課) 七二三
道路の供用開始	(同) 七二四
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 七二五
保安林の指定予定	(郡上農林事務所) 七二六
公示	
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課) 七二六
介護保険指定居宅サービス事業所の指定	(高齢福祉課) 七二七
介護保険指定居宅サービス事業所の廃止	(同) 七二七
介護保険指定介護予防サービス事業所の指定	(同) 七二八
介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止	(同) 七二八
飼料の試験結果	(畜産課) 七二九
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課) 七三〇
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(同) 七三二
公共測量の実施	(用地課) 七三二
市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所	(都市整備課) 七三二

告示

岐阜県告示第六百三十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
神戸石油株式会社	若園 秀男	安八郡神戸町大字下宮一八四番地	平成二六・一〇・三〇

岐阜県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
			別前	ル	ル	

県道		大真北野正線	
後	前	同市同字一 番地先まで	本巣市政田字北浦二六八〇番七地先から 二四三
四・ 二五・ 〇	六・ 二五・ 〇	一七六・ 三	一七六・ 三
		県道上野田 井線と 一部重 用	

岐阜県告示第六百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道		田之上井線	
後	前	同市同字東辻之内二 六四四番一 地先まで	本巣市政田字清水二五七七番六地先から 二
六・ 二五・ 〇	六・ 二五・ 〇	七五・ 五	七五・ 五
		県道北 大真正 と野線 一部重 用	

岐阜県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道		三百六十号	
後	前	同市同町同字横 平七三番三 地先まで	高山市高根町中之宿字林 一五三番一 地先から
二・ 二五・ 〇	六・ 二五・ 〇	七五・ 〇	七五・ 〇
		備考	

岐阜県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道		大真北野正線	
後	前	同市同字同 地先まで	本巣市政田字北浦二六八〇番 七地先から
一七六・ 三	一七六・ 三	平成 二〇・ 一三	平成 二〇・ 一三
		備考	

岐阜県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 区	間	延（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定年月日）
県道	屋之上井線	本巣市政田字清水二五七七番六地先から	同 市同 字東辻之内二六四四番一地先まで	七五五	平成二六・二・三	平成二六・二・三

岐阜県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 区	間	延（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定年月日）

一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町那比字家ノ洞二九三七番地先から	同 市同 町同 字二間手六五一一番二地先まで	四七七	平成二六・二・三	平成二六・二・三
------	--------	-----------------------	------------------------	-----	----------	----------

岐阜県告示第六百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新町	高山市上宝町本郷	次の図のとおり	地滑り
長倉	高山市上宝町長倉	次の図のとおり	地滑り
古滝	高山市上宝町中山	次の図のとおり	地滑り
養谷	高山市上宝町風餅	次の図のとおり	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
有家	飛騨市河合町中澤上	次の図のとおり	地滑り
種蔵	飛騨市宮川町種蔵	次の図のとおり	地滑り
前平	飛騨市神岡町和佐保	次の図のとおり	地滑り
瀬戸	飛騨市神岡町下之本	次の図のとおり	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県古川土木事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町初納字前平六五六、六五七の一、六五七の二、六五八の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年十月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まちかど・ねっと

三 代表者の氏名 杉山 和宏

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市岡本町四丁目四五〇番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、地域の住民に対して、住民が主体となつた情報化社会を実現するための情報通信技術に関する事業を行い、住民の情報利技術の向上及び地域の情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃さつき会
- 三 代表者の氏名 江崎 道春
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市大藪町八四九番一
- 五 定款に記載された目的 本会は、精神障害者及びその家族の福祉向上を目的とし、主に岐阜県東濃西部地域（多治見市、土岐市、瑞浪市）において、会員並びに不特定多数の個人に対して当事者の自立、社会復帰、社会参加とこれに関わる環境の整備・維持に関する事業を行い、精神障害者福祉の充実した明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美濃うだつアップクラブ
- 三 代表者の氏名 土本 恭正
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市曾代一六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、スポーツと文化・芸術の振興及び子どもの健全育成を育むための各種事業を展開し、市民の健康を図るとともに美濃市の活性化に寄与することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	年月日
株式会社さつき	デイサービス さつき	中津川市高山八七二番地	通所介護	平成 二六・〇・一
野原電研株式会社	ヘルパーステーション・柚子	大垣市外濑二丁目七九番地	訪問介護	平成 二六・〇・一
株式会社川商	訪問介護ハートランド岐阜海津	海津市海津町福江八四五	訪問介護	平成 二六・〇・一
有限会社ケアサービスアスカ	有限会社ケアサービスアスカ	大垣市赤坂新町一 二二二	訪問看護	平成 二六・〇・一
医療法人 清仁会	医療法人 清仁会 のぞみの丘訪問看護ステーション	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三五五	訪問看護	平成 二六・〇・一
恵那市	市立恵那病院訪問看護ステーション	恵那市大井町二七二五番地	訪問看護	平成 二六・〇・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十

八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	年月日
株式会社耕グ ループ	くわのみ訪問 看護センター	恵那市岩村町飯羽間字塔ヶ 根一六一九	居宅療養 管理指導	平成 二六・〇・一
株式会社さん ・さん	さん・さん笠 松訪問介護事 業所	羽島郡笠松町門間字四反田 一一七五番地二	訪問介護	平成 二六・〇・三
株式会社ナイ スマン	アストレ訪問 看護センター 各務原	各務原市鵜沼東町六 七六 一ハイシンフォニー二〇 二	訪問看護	平成 二六・七・三
医療法人和光 会	訪問看護ステ ーション北方	本巣郡北方町柱本南三丁目 八第二コーポウスイ北二〇 二号室	訪問看護	平成 二六・〇・三

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	年月日
----------------	--------	---------	---------	-----

社会福祉法人 武芸会	ショートステイ 寿和苑	関市武芸川町跡部前平裏一 五五五 一	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二六・〇・一
社会福祉法人 武芸会	老人デイサー ビスセンター 寿和苑	関市武芸川町跡部一五五五 一	介護予防 通所介護	平成 二六・〇・一
株式会社さつ き	デイサービス さつき	中津川市高山八七二番地	介護予防 通所介護	平成 二六・〇・一
野原電研株式 会社	ヘルパーステ ーション・柚 子	大垣市外濑二丁目七九番地	介護予防 訪問介護	平成 二六・〇・一
株式会社川商	訪問介護ハ イランド岐阜 海津	海津市海津町福江八四五 一	介護予防 訪問介護	平成 二六・〇・一
有限会社ケア サービスアス カ	有限会社ケア サービスアス カ	大垣市赤坂新町一 二二三 二 一	介護予防 訪問看護	平成 二六・〇・一
医療法人 清 仁会	医療法人 清 仁会 のぞみ の丘訪問看護 ステーション	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三 五五五	介護予防 訪問看護	平成 二六・〇・一
恵那市	市立恵那病院 訪問看護ステ ーション	恵那市大井町二七二五番地	介護予防 訪問看護	平成 二六・〇・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業者の名称	事業所の所在地	サービス の種類	廃止 年月日
有限会社耕ケ ループ	くわのみ訪問 看護サービス	恵那市吉村町飯羽間字塔ヶ 根一六一九	介護予防 居宅療養 管理指導	平成 二六・〇・ 一
株式会社さん ・さん	さん・さん笠 松訪問介護事 業所	羽島郡笠松町門間字四反田 一七五番地一	介護予防 訪問介護	平成 二六・〇・三
株式会社ナイ スマン	アストレ訪問 看護サービス	各務原市鷺沼東町六 七六 一ハイシンフォニー二一〇	介護予防 訪問看護	平成 二六・七・三

医療法人和光 会	ン各務原 訪問看護ステ ーション北方	二 本巣郡北方町柱本南三丁目 八第二コーポルスイ北二〇 二号室	介護予防 訪問看護	平成 二六・〇・三
-------------	--------------------------	--	--------------	--------------

飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第
五十六条第七項の規定により、平成二十六年七月に収去された飼料の試験の結果の概要
を公表する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

収去番号	製造事業者等 の名称及び地 所	収去場所	飼料の名称	製造 年 (輸入月)	分析結果の概要							違反の 内容					
					粗たん 白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシ ウム %	りん %	揮発性 窒素 %		水溶性 窒素 %	ペクチ ン消化 率 %	T D N %	M E Kcal /kg その他 の検査	
1	中部飼料株式会社 愛知県知多市 北浜町14番地 6	高山市間屋町 57番地 高山米穀畜産 部	エル中印若令牛育 成用配合飼料 ロクア一	26.06	14.7	3.9	5.8	5.7	0.85	0.51							
2	同上	同上	エル中印肉牛用配 合飼料きらめき仕 上	26.06	12.8	3.9	5.3	3.2	0.19	0.53							
3	同上	同上	エル中印肉牛肥 育用配合飼料きら めきハイイン仕上 げ	26.06	12.4	3.7	6.2	3.3	0.31	0.53							
4	豊橋飼料株式会社 愛知県豊橋市 明海町5番地 の9	高山市丹生川 町 焼石地丹生川 スト ット	ノーサン印乳牛用 配合飼料シナジー ドハイ	26.06	20.4	3.0	5.6	7.1	1.36	0.71							

5	協同飼料株式会社名古屋工場 愛知県名古屋港区船場19番地	同上	ノーサン印肉牛繁殖用配合飼料「サークル」	26.06	15.6	3.5	6.4	5.7	0.68	0.75									
6	同上	同上	ノーサン印乳用牛飼育用配合飼料「K35FP」	26.06	15.9	4.6	5.1	5.3	0.75	0.62									
7	株式会社オーストラリアン牧場 香川県三本松21番地 23番地	高山市丹生川町町方190 大野運輸株式会社	ちお〜グツシユ和牛繁殖	26.06	16.2	2.8	6.1	5.0	0.60	0.48									
8	清水港飼料株式会社 茨城県神栖市東深芝4番8	同上	オールインワン前期	26.06	14.0	2.2	5.6	6.3	1.16	0.46									
9	JA東日本飼料工業株式会社 愛知県知多市北浜町16番地	高山市国府町三丁目37 JA東日本飼料工業株式会社 継ぎ地	わんさん	26.06	16.1	3.2	5.5	5.9	0.82	0.76									
10	同上	同上	ほいくの健ちゃん	26.06	18.3	3.2	5.1	4.8	0.78	0.48									
11	全農株式会社 愛知県豊田2番地 玉津の8	恵那市長島町永瀬4 美濃所飼料流通センター	ながらM前期	26.06	19.6	3.8	6.0	6.1	0.94	0.57									
12	同上	同上	ドライアシスト	26.07	18.6	3.3	5.4	5.2	0.57	0.49									
13	同上	同上	ニューメイクスター	26.05	18.7	3.0	5.3	5.5	0.82	0.54									

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
二軒屋地区	中津川市役所	平成二六・一一・二二から 同二二・二二・二二まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を中津川市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中津川西部地区	中津川市役所	平成二六・一一・二二から 同二二・二二・二二まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十六年十月三十日から
同二十七年二月二十七日まで

四 作業地域

多治見市富士見町、池田町、太平町、音羽町及び白山町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（道路台帳補正）

三 作業期間

平成二十六年十一月十日から
同二十七年三月二十日まで

四 作業地域

可児市

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、高島屋南市街地再開発組合から次のとおり当該組合の理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 理事長の氏名 田宮 雅雄
- 二 理事長の住所 岐阜市西荘三丁目五番四一号

平成二十六年十一月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社